

調 達 公 告

簡易評価型総合評価競争入札を行うので、次のとおり公告する。

本件入札への参加を希望する者は、次に定める事項のほか、平成24年鳥取県告示第221号（建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について（最終改正：令和８年４月１日施行）。以下「一般的事項等告示」という。）、鳥取県総務部建設工事総合評価競争入札実施要領（令和８年３月17日付第202500302652号鳥取県総務部営繕課長通知）及び総合評価落札方式（営繕関係工事）に関する運用ガイドライン（令和８年３月17日付第202500302652号鳥取県総務部営繕課長通知。以下「総務部総合評価実施要領」という。）及び鳥取県建設工事等電子入札執行要領（令和８年５月21日付第202600051475号鳥取県県土整備部長通知）に定める事項を承知の上、応募すること。

令和8年9月30日

鳥取県中部総合事務所長 木本 美喜

発注工事	工 事 名		畜産試験場受水槽更新工事				
	工事場所		東伯郡琴浦町松谷（工事場所市町村:琴浦町）				
	工事の内容並びに構造及び規模		・井水用受水槽更新(受水槽基礎、フェンス新設) ・上記更新に伴う配管、電気設備改修				
	工 期		令和9年3月23日まで				
	発注工種		管工事				
	予定価格		19,492,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)				
	発注機関		鳥取県中部総合事務所				
	入札参加者の条件	会社要件	単独・共同企業体の別		単独		
本店所在地			県内(中・西部)				
建設業許可			管工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可				
入札参加資格(格付)			管工事(A級)				
総合点数			－				
総合評定値(P)			－				
同種工事実績			－				
設計業務の受託者			住所		鳥取県米子市目久美町34番地2		
		電話		0859-22-0428			
技術者要件		配置技術者の専任の要否		専任を要しない。(別紙注意書きを確認すること。)			
		配置技術者の資格		管工事業に係る主任技術者となることができる資格を有する者であること。			
		施工管理実績		－			
		現場代理人としての実績の認否		－			
		追加技術者に求める特定資格		－			
		そ の 他		－			

応募方法	提出場所及び様式の交付場所		中部総合事務所県土整備局建設総務課	住所	鳥取県倉吉市東巖城町2番地
				電話	0858-23-3243
	入札参加書類		1 入札参加申込書(別記様式)のうち入札参加条件として必要な項目(1基本的事項、3技術者要件(配置予定技術者)及び5過去1年間の低価格落札工事の受注の有無)について記載すること。 2 入札者が鳥取県建設工事低入札価格調査制度実施要領第8条に規定する調査の対象となったときに同調査に応じる意向がある場合には、低入札価格調査意向確認書(以下「意向確認書」という。)を提出すること。意向確認書を提出しない者が低価格入札をした場合、その者のした入札は無効とする。		
	持参書類		入札参加書類の記録媒体の容量が3メガバイトを超えるなど電子入札システムにより送信できない場合は、入札執行者の指示により入札参加書類を提出すること。		
	提出部数		1部		
	郵送等の可否		不可(電子入札システムにより必要事項を入力し、必要な書類を添付の上、送信すること。)		
入札手続	入札方式		電子入札		
	質問提出期限		令和8年10月5日(月) 午後4時まで		
	回答期限		令和8年10月7日(水) 午後4時まで		
	入札書提出期間		令和8年10月8日(木) 午前9時から 令和8年10月9日(金) 午後4時まで		
	開札日時		令和8年10月13日(火) 午前9時から		
	入札保証金		開札日に有効な入札参加資格を保有している者に限り免除とする。		
落札者の決定基準	評価項目		鳥取県総務部建設工事総合評価競争入札実施要領 第5条第1項第2号イの簡易評価型による。		
	採点基準		評価項目の採点基準は、総合評価落札方式(営繕関係工事)に関する運用ガイドラインの「簡易評価型総合評価に係る採点基準」による。		
支払条件			単年度		
工事関係図書の閲覧			鳥取県入札情報公開サービス(http://nyusatsu.pref.tottori.jp)		
問い合わせ先	入札手続	中部総合事務所県土整備局建設総務課	住所	鳥取県倉吉市東巖城町2番地	
			電話	0858-23-3243	
	入札手続以外	中部総合事務所環境建築局建築住宅課	住所	鳥取県倉吉市東巖城町2番地	
			電話	0858-23-3248	
備 考			1 工事費内訳書については、鳥取県総務部工事費内訳書徴収要領4に定めるとおり、閲覧設計に記載されているもののうち建築・設備系工事においては「種目・科目・中科目」の区分まで記載すること。 2 工事費内訳書については、鳥取県総務部工事費内訳書徴収要領(令和8年4月22日付第202600025683号鳥取県総務部営繕課長通知)に基づき労務費等の記載を行うこと。なお、令和8年9月1日以降に調達公告を行う建設工事から労務費等の記載がない場合は、失格とする。 3 開札後における事後審査時において、入札執行者が提出を求めた者のみ、入札参加申込時に添付できなかった書類又は不足書類を開札日の翌日(休日を除く。)の正午までに提出するものとする。 4 入札閲覧設計書に関する質問は、電子入札システムの所定の画面(「入札閲覧設計書」に対する質問内容及び回答内容)においてのみ受付けるものとする。 5 入札閲覧設計書に関する積算条件の変更等がある場合は、入札情報サービスの発注図書情報の画面に積算条件情報として回答期限までに掲示するので、入札前に確認すること。 6 低価格入札者が意向確認書を提出し、指定された期限内に低入札価格調査に係る書類を提出しない場合は、その者の入札は無効とする。 7 予定価格は、令和8年7月営繕単価(https://www.pref.tottori.lg.jp/200638.htm)を適用し、鳥取県公共建築工事積算基準(令和8年4月)(https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/791507/R0804_sekisankijun.pdf)に基づき算出している。 8 入札時積算数量書活用方式において、入札参加者が、入札時に提出する工事費内訳書は、入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を示したもののについて表示すること。 9 本件工事は図面電子データ提供対象工事であり、提供を希望する場合は鳥取県HP(http://db.pref.tottori.jp/HacchuKoukai2.nsf/menu1.html)を確認すること。 10 本件工事は、週休二日促進対象工事である。「営繕工事における週休2日促進工事実施要領」(令和8年3月26日付第202500310052号鳥取県総務部営繕課長通知)を確認すること。 11 本件工事は、受注者希望型の建設キャリアアップシステム活用推奨工事である。希望する場合は、「鳥取県建設キャリアアップシステム活用推進工事(受注者希望型)実施要領(営繕工事関係)」(令和8年3月17日付第202500304392号鳥取県総務部営繕課長通知)を確認すること。 12 本件工事の監督員等との協議、報告等事項は、情報共有システムを活用すること。活用にあたり「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン(営繕関係工事)」(令和6年3月8日付第202300298536号鳥取県総務部営繕課長通知)を確認すること。 13 本件工事は、現場立会等を遠隔臨場(動画撮影用のカメラによって取得した映像及び音声を利用し、遠隔地から Web 会議システム等を介して立会い等を行うこと)で行うことができる。遠隔臨場を希望する場合は、「鳥取県営繕工事・建築関係建設コンサルタント等業務の遠隔臨場に関する実施要領【試行】(令和6年2月15日付第202300276171号鳥取県総務部営繕課長通知)を確認すること。		